

組み立て等についてお答え申しあげた。賛次でシテソます。

○企画調査室主幹（生子国利君） たいソまの償還の地方交付税の關係について、たしかに地方交付税の三三〇、これは所得税、法人税、酒税の収入額の百分の三三〇として算定されておりますけれども、今回法人税の落ち込みもあると思ひますが、これらの補てんにもとずきまして普通交付税につきましては三三〇相当額が算定されております。

それから開発基金の運用の問題ですが、条例におきまして解釈をいたしましては積立金につきましては当初基金が四千三百万円とすることが明記されておりますが、二項におきまして、必要があるときは予算算の定めるところによりまして基金を積立てることができ、一と二のことに解釈したのであります。ついで予算に計上いたしまして、また運用につきましてはやはり条例で定めなければならぬとすることが自治法の九十四一条の五項に出ておりますが、条例で申しますと、市長は基金の設置の目的に依り基金の確實かつ効率的な運用をしなければならぬ、一と二のことで議会の議決をされたときに運用方法をもちに行なうという解釈をしております。

なお資金の積立てはどこに積立てあるかということですが、現在の積立てにつきましては一部経費に充てられておりますが、詳細につきましては収入役から説明をいたします。

○収入役（橋本孝蔵君） 基金の中にも例えは退職準備金等の年間を通じて動かぬ場合はまるまる定期にしてすえおけておりますが、開発基金につきましては設け当初からしばしば活用されておりますので短期の定期にいたしまして活用しております。したがって運用できる場合は見込みを立て資金を運用しております。

○一番（貫井喜代次君） たいソまの説明で承りました。土地開発基金の問題について先ほど申しあげましたように今回の三千万円の積立金と条例の九一条にありますが、あらわに取得することにより事業の円滑な執行」ということにする見解をもう一度お願いいたします。

○企画調査室主幹（生）国利君　ただいまの一条の關係でござりますか、あらじめ取得することにより、——ということでは本来ならば基金を必要とするものを目的に応じて積立てることが至当だと思ひます。　実は地方交付税の中でこの金額が、つぎになつて平次行なれておりますけれども、これをまづて公共用地をかうということではござります。　現在の各市におきましては土地開発基金を何に使うかという場合に大体公共用地の五年と六年先を見込んで買うつぎものを基金として積立てるわけですが、市として現在交付税の範囲内におきまして積立てておるわけではござります。　この基金につきましては一応交付税の中で基金に積立てなければならぬということになつておりましてこれだけのものを積立ておりますが、さらに今後の計画にものとすきまして必要ならば基金の増額も必要ではないかと思ひますが、一応四十六年度をもってこの基金の交付は終るのではないかと思ひます。　来年度からはない。　しかしそれに必要ならば基金を追加して取得していかねければならないと思ひますが、現況に

おきましては例えは吾々源泉における学校用地の場合ですと資金運用上の問題もありますけれども、土地開発基金で買ひますとこれは自主財源で購入できたということになります。起債が必ずしも、これは学校の建設時点になつて起債を借りて購入した方が市として有利ではないかと解釈し、取得するならば学校用地はありますけれどもこれはそういう考え方で現在運用しております。　そういうことで他に使う取得につぎましては例えは道路関係における来年度建設しようという道路の買収を本年度接洽を進め、買える範囲を進めるといふことで現在まております。　あるいは土地の取得については目的によつてなつておりますが、ただいまの説明申しあげましたように交付税の中からは、財源という形で指示されておりますので積立てておるわけではございません。

（了解と呼ぶ者あり）

○十番（松山 清君）　いくつかお聞きしたいのですが、最初に十一ページのつくりの基地に關する国有提供施設等所在市町村助成

交付金は、百九十四万一千円の減額、調整交付金と差引きし
百十八万一千円の減額となっておりますが、市長は再三再四基
地の問題については国策だから協力するということをして、けっ
きよく見返りとして、いろいろ財源を引き出すんだということを議
会に対して再三再四しておりますけれども、その結果として
そういうものがここにどういう形になるかという減額となつてあ
るわけで、少なからずなつたということについてどう考えているか、
そういう責任を市民に対して市長はあつても認めるということ
についておきながら、けっきよく見返りとして減額になつてい
る。市長はどう考えているかお聞きしたい。

それから三十四ページの学童保育所新設工事三百七十万円
の減額をすくはれども、これはいろいろオバサンたちの要求をくみ
入れて補正をしたと思ひますが、この三百七十万円の工事の場所
はどこか、おそろしくこれは建物もプレハブぐらいしかのものだと思ひま
すけれども、場所はどこに造るのか、プレハブで造るとすればタ
ン

ポも見るものがあるように三年ぐらいすると雨どりがしてくるわけで
そういうものを考えたときにそういう建物でいいかどうか、それから
開設も四月一日を目標にしてやるということですか、当然、
工事の遅れが生じた場合に四月末に開設しなければならぬとい
うことも考えられるわけで、すくはれども、そういう場合には四月一日
から開設する場合にその期間を例えは仮の場所でも開設するの
かどうか、当然四月一日から開設してほしいということですか。

三丁目として四十ページの扶助費で大きく減額となつております
けれども、内容的にどうして例えは扶助を受けようとする人が減少した
のかあるいは基準が変つたのかどうか、その点についてお願いいた
します。

○市長へ石川常太郎君 自席からお許しをいただきます。

オ一点の基地交付金についてご答弁申しあげまして、他の点
については担当課長よりお答え申しあげます。

基地交付金の関係で、すくはれども百九十四万一千円の減額
をすくはれども、私といたしましては、私もさうん不満足であり、誠に

申しわけなく存じます。が、固定資産税の評価の関係で調整がござりましたのでやむを得ないと存じます。調整金は金につき

ましては国の予算四億円のうち二十四万円をシヤリますので国の予算の五%をシヤリするので、国といたしましては十分福生市のことを考えてくれたものと考えております。合計百十八万一千円の減額をシヤリして不満もあり申しわけないと存じますけれども、一応四十六年度におきましてはやむを得ないものと考へております。四十七年度におきましてこの点十分運動をいたしますが、議会といたしましてはもとより協力のほどお願いいたします。

以上答弁をいたします。

○福祉事務局長（森田 猛 君） 答弁を申しあげます。

児童保育についてはおかげさまでもちましてオ五小学校とオ六小学校の校庭を利用させていただき開設することになったわけをシヤリます。これについては教育委員会の了解も得られたわけをシヤリしますが、校庭のこの場所にするかという問題

についてはなお今後教育委員会と現地等を見ずして接洽することになっておるのでシヤリます。三百七十四は二カ所分をシヤリま

すが、児童保育の施設そのものについては東京都の補助はシヤリませんが、四月開設をめぐってありますのでここで予算に計上いたしませんと四月開設があずかしくなるわけをシヤリます。したがって補助対象となる備品等につきましては四十七年度の当初予算に計上させていただきまして購入して頂くわけをシヤリます。なお

建物はフレハブでシヤリしますが、あくまでも暫定的でシヤリしてフレハブについて三年ぐらいで雨むりがあるということですが、

三年・四年ではそのようなことはないと考えております。フレハブ

でシヤリするので四月の末にむけても開設ということとは、ミニマ

ム議決いただきますればただちに着工いたします。フレハブで

あるので既製品がござりますので工事の遅れということとは予算の

執行面からしても三月いっぱいまで完成しなければ法律違反という

ことにもなりますので、その点十分考慮いたしまして年度内の

三月いっぱいには工事を完了する自信をもっております。また

そのようにしなければならぬと思っております。

次に扶助費については一千万円という大きな減額でシヤレソマ
か、この主たるものは医療費が多いわけにシヤレソマ。この医療
費につきましては四十六年度四月から十二月までの統計的なものをみ
ますと、本年度の六月、七月につきましては非常に医療費が多
くかつたわけにシヤレソマ。月に四百万円ぐらい要したわけにシヤ
レソマ。それから現在になりまして三百万円程度と減少してま
たわけにシヤレソマ。この医療費につきましては保護家庭が
医療機関で診療を受けさらに支払基金に請求が回ってきて二月
後に支払われるという関係になつております。まあ支払い基金
から概算払いが私どもに出てくるわけにシヤレソマ。したがしま
してその概算払いが翌月精算というしくみになつてあるわけにシヤ
レソマ。これは福生市だけでなく全国で同じような方法を取
っておりますが、例えは今までの経過から申しあげますと病氣
や事故等によりまして一人月額四十万円から五十万円かかる患者
もあるわけにシヤレソマ。そうするものが出た場合それがあつて

非常に金額的に増減が大きくなりわけにシヤレソマ。生活

保護については七種類あるわけにシヤレソマ。お承知だと思しま
すか、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、葬祭扶助
生業扶助、お葬扶助とシヤレソマが、このうちで大きく上り下り
のは生活、医療、住宅、教育の四つが主でシヤレソマ。そこでこの
数字的に申しあげますと生活扶助につきましては四十六年四月から
十二月までに十七所帯の七十五人減とつております。住宅扶助
においては十六所帯の六十五人の減、教育扶助については十五所帯
の二十四人の減、医療扶助につきましては十所帯の十五人という
減になつております。基準の改正ではなくしめゆる該当者が
減つてきてるというところで減額にびつた次第にシヤレソマ。

○十番 松山清君 最初の基地交付金についてはわれわれは基地撤
去ということと掲げてるわけにシヤレソマ。当然そこに基地があ
る間は一般の市街地と同じように固定資産税を課した場合にそう
いうものと同等の額を取りように国の方に要求してらうとほしいと
いうことを要望いたします。

それから児童保育についてですけれども、指導員の確保は四月開設の目標を進めてやるのかどうか、それからタンポポの修理しなければならない所があるように聞いておりますが、そういうことも考えて、そういうことが生じないような建物を造っていたにきいたことを要望いたします。

○福祉事務所長（森田 猛 君） 児童保育につきましては現在社会福祉協議会に業務を委託してやるわけを言っております。したがってして社会福祉協議会に委託してやるというのだから市でいろいろやるわけを言っております。指導員の募集等については市の公報を利用してしまして一月の布のお知らせ等ではつきりと場所や勤務時間、給与等を明記いたしまして募集することになっております。なお児童保育の児童については社会福祉協議会の公報が今月末に発行されることになっており、その意義等につきましても金家庭に配られるよう準備中でございます。タンポポクワについてでは東京都からも維持管理費が月五万円、年六万円までありますが、四十七年度におきましては若干上るの

ではなからうかと思っておりますが、修理場所につきましては社協を通じて調査をいたしまして修理したいと考えております。

○議長（末次性男 君） 以上で質疑を終ります。

おけかりいたします。議案第二号は委員会付託および討論を省略し、原案とあり決するに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男 君） 異議なしと認めます。よって議案第二号は原案とあり可決いたしました。

○議長（末次性男 君） 日程第五議案第三号昭和四十六年度福生市国民健康保険特別会計補正予算第二号を議題といたします。
議事係長として議案の朗読をいたさせます。

（須崎議事係長朗読） 省略

○議長（末次性男 君） 朗読は終了しました。

本案について提案理由の説明を求めます。市民課長
森田武君

（市民課長森田武君登壇）

○市民課長（森田武君） 議案オ三号昭和四十六年度福生市国民健康保険特別会計補正予算オ二号について説明を申しあげます。

ただし朗読がたいましたようにオ八オ九をいれ六十四万五千円を追加し、予算総額を一億八千四百九十三万八千円とするものであります。今回の補正はオ八においては人件費、それから保険料の取扱い報償費の補正とその財源の補正でございます。オ八オ九から申しあげます。

国庫支出金で事務費負担金として六十四万五千円を補正し六千五百万円とするもので、内訳は現年度分四十四万一千円は被保険者一人当たり四百九十円に計する一万一千九百三十一人分で、当初予算で計上してゐる額の差でございます。過年度の二十万四千円は前年度の未交付分を計上したもので、合計九千五百八万四千円となります。

次にオ九でございますが、総務費の一般管理費では職員

手当六十四万五千円を補正するもので、この財源は国庫支出金をあてるわけでございます。今回の補正予算に給料、共済費

退職手当組合負担金を計上してゐるのは、当初八名として予算計上しておりまして現在七名で執務をしております。本年度はこのままで支障なくできる予定でございますので給子改訂分としての補正は一名分を充当するようになっております。しかし職員手当については扶養手当において家族の増減あるいは通勤機関、通勤経路の変更、超過勤務時間の長短により左ねさいすので当初予算成立後に変更となったこれらの手当と、調整手当の給子改訂分を含めまして現在の予算との差と今後の見通し分を補正したものでございます。

次に徴収費の納入奨励費として四十九万七千円を補正して二百六十一万四千円とするものでございますが、この財源については予備費をいれあてるもので、婦人会あるいは委託人に計する補正でございます。今回の報償金の総額は今回の補正を含めまして二百三十五万四千円、このうち婦人会には百八十三

不八十月が見込すれ、残りが委託人に支払われるようになって
おります。

以上はなほだ簡単でござりますすが説明を終わらせていただきます
よろしくご審議のうえご可決くださるようお願いします。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終了しました。
これより本案に付する質疑を行ないます。

（異議なしと呼ぶ者あり）

（議長）と呼ぶ者あり

○十番（松山 清君） 納入奨励金についてですが、ここにきて増額
になったわけですが、これはどうして増額されたのか、それと婦人
会とどう一つはとこに出してゐるのか。

○市民課長（森田 武君） この報償金が増額になつた理由は九月
定例会の補正におきまして手当の増額がござりましたか、その
際の報償金はその時点では補正はしていなかったのので、ここで補
正したわけがござりますか、婦人会と委託人に付する報償
金で、九月定例会の時点においては確定していなかったの

今回取扱件数が発生いたしましたので、ここで計上したわけがござ
ります。

この国民健康保険料の徴収については婦人会を派遣員とい
たして徴収してゐるものと、個人を委託人としてゐるものと
それから自分から納入してゐるものとの三つの方法があり、
この委託については個人に委託してゐるものでござります。

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。議案オ三号は委員会付託および
討論を省略し、原案とあり決するに異議ありませんか、
（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 異議なしと認めます。よって議案オ三
号は原案とあり可決いたしました。

○議長（末次性男君） これより午後一時まで休憩いたします。
午後十一時五十九分 休憩

午後一時 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第六議案才四号昭和四十六年度福生市公益債償還会計補正予算才一号を議題といたします。

議事係長として議案の朗読を少いたさせます。

(須原議事係長朗読) 省略

○議長(末次性男君) 朗読は終了しました。

本案について提案理由の説明を求めます。 福祉事務所長

森田 猛 君

(福祉事務所長 森田 猛 君登壇)

○福祉事務所長(森田 猛 君) ご指名によりまして昭和四十六年度

福生市公益債償還会計補正予算才一号につきましてご説明を申しあげます。

今回の補正予算につきましては一般会計と同じく人事院勧告にとづく人件費の増を補正するわけで、才八才おさいの二十四万円を追加し総額を二百四十三万二千円と定めようと

福 生 市 議 会

するものでございます。

内容について説明を申しあげますと、まず才八につきますのは事業収入で十三万円の追加、繰越金におさい十一万円をその追加しようとするものでございます。

事業収入につきましては貸付金収入で十三万円、現在までの実績を見込みまして四十六年度の最終的には百九十五万二千円としまして計上したわけでございます。

なお繰越金につきましては前年度からのもので十二万円、総額二十四万円を追加して二百四十三万二千円としようとするものでございます。

才九につきましては一般管理費におさいして、公益債償還に常駐する職員一人の人事院勧告にとずく給与改訂分でございます。

予備費につきましてはバランスをとるため六千円を計上いたしまして合計二十四万円を追加し、二百四十三万二千円としようとするものでございます。

以上簡単な説明で済みますが、慎重に審議のうえ、決定くださるようお願い申しあげ、して説明を終らせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終了しました。

（いより本案に対する質疑を行ないます。）

○十九番（大野行夫君） 本件に対するただいまの説明は了解するものでございますが、先ほど十一月分の創月出納検査実施結果報告におきまして、貸付金の関係でいろいろ指摘がございまして、この件についてどのような考えをもっておられるか、市長に答へ願います。

○市長（石川常太郎君） 四十七年度の当初予算におきまして見積りしたいと考えております。

（了解と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

おわかりいたします。議案第四号は委員会付託および討論を省略し、原案とあり決するに異議ありません。

せんか

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 異議なしと認めます。よって議案第四号は原案とあり可決いたします。

○議長（末次性男君） 日程第七議案第五号昭和四十六年度福生市福生都市計画福生土地区画整理事業会計補正予算第二号を議題といたします。

議事係長として議案の朗読をいたさせます。

（須崎議事係長朗読）省略

○議長（末次性男君） 朗読は終了した。

本案について提案提理由の説明を求めます。都市計画課長浅見裕康君。

（都市計画課長浅見裕康君登壇）

○都市計画課長（浅見裕康君） 指名をいたしまして、この議案は五号昭和四十六年度福生市福生都市計画福生土地区画整理事業